

## 第7章 自治研修協議会

### 第1節 自治研修協議会の歩み

地方公共団体の研修関係機関と自治大学校との間の連絡協力及び研修に関する研究を行うことを目的とする自治研修協議会（略して自研協ともいう。）は、昭和33年3月に設立された。平成15年9月1日現在の会員数は、都道府県47、指定都市13、市町村その他465及び特別会員3の合計528団体629機関に達していた。この自治研修協議会の発端は、昭和29年9月27日及び28日の2日間にわたって開催された研修責任者講習会にさかのぼることができる。当時、すでに公務員の研修についての研究機関としては、国家機関、地方機関の有志で作られた公務研修協議会（略して公研協ともいう。）があり、地方公共団体の研修関係機関の多くもこれに加入していた。ただ国と地方とでは、公務員の研修としての共通性はあるものの、地方公共団体としての独自性も多く、地方研修関係機関にとっては、公務研修協議会のみでは解決できない問題があつて、地方の研修問題を取り上げる研究及び連絡機関の設置を望む傾向が強かつた。この要望に応じ、まず、都道府県及び5大市の研修主管課長、研修所長が参加する「研修についての指針を見いだすとともに、併せて研修機関相互の連絡並びに技術的協力を資し、研修の一層の充実を期する」（昭和29年9月3日付都道府県、5大市総務部長、人事委員会事務局宛自治大学校長通知）ことを目的とした研修責任者講習会が開催された。この講習会は、講演が主体であつたが、その他に地方公務員の研修上の諸問題について討議時間も設けられていた。ここでは時間の関係上、問題点を深く追求することはできなかったが、研修計画、研修対象、研修内容、研修方法、研修効果測定等それ以後の活動の指針となつた多くの問題点が提起されている。

翌昭和30年7月27日から29日まで3日間にわたり、地方公務員研修責任者協議会が開催された。これは研修責任者講習会を発展させたもので、その内容は、講習会のほかに、研修上の問題についての討議研究をするため、参加者を三つのグループに分け、各グループごとに、それぞれ、研修方法、管理組織及び職場研修、職業倫理に関する問題について、重点的な検討を加えるという分科会方式がとられた。この地方公務員研修責任者協議会は、研修上の問題点についての研究や研修機関相互間の情報交換等に大きな役割を果たしたが、その組織についての規定がなかつたため、それ以上機能を拡大発展していくことには困難があつた。その後、昭和33年3月25日から27日まで開催された第4回地方公務員研修責任者協議会において当協議会を廃止し、新しく自治研修協議会を設置することになった。その折制定された自治研修協議会会則に基づき、特定の事項について専門的な調査研究を行うため、基準研修課程研究委員会及び行政管理研究委員会が協議会発足と同時に設置された。また地方部会も設けられ、その後年々その活動は活発に展開されていった。

昭和34年4月2日から4日まで開催された第2回自治研修協議会通常総会においては会則が改正され、従来理事長は総会の議決によって選任されることとなつていたのが、自治大学校長をもってあてられることになった。また、その際研修方法等研究委員会の設置が決議されている。

昭和35年3月の第3回自治研修協議会総会では、機関紙として「協議会報」が年3回発行されることになった。この協議会報の発行により、自治研修協議会の活動状況をくまなく全会員に報告できることとなつたほか、各地方部会活動状況の把握、新しい研修技法の紹介等に大いに役立つこととなつたのである。

昭和36年11月には、春の通常総会以外に秋季臨時総会がはじめて開催され、その後、総会は年2回持たれることになった。

自治大学校創立10周年にあたる昭和38年には、自治研修協議会の会員数は146にのぼり、会員の所属する団体数は、46都道府県、指定都市6、その他7、の計59団体となつた。なお北九州市が同年に政令による指定都市として発足したことにより、会則中の「5大市」を「指定都市」と改められることになつ

た。

昭和42年3月24日に開催された自治研修協議会役員会においては、従来から強い要望のあった地方公共団体向けのオートスライド教材作成のための委員会を設けることとなった。そして自治研修協議会及び自治大学の共同監修のもと「転任してきた課長」と題するオートスライド教材が同年9月に完成したのである。その後も、自治研修シリーズとして、「抜てきされた係長」と「アルバイト夫人」と題するオートスライド教材の作成が進められ、これらは昭和43年10月に完成した。

昭和47年には、視聴覚教材小委員会が設置され、課長研修用として「ある解決—林総務課長の悩み—」が、同年9月作成された。このオートスライドの販売による収益の一部は、自治研修協議会の活動費用に充てられ、財源の一助となっている。

また昭和42年9月に開催された秋季臨時総会では、自治研修協議会感謝状授与規程が制定された。この規程は、自治研修協議会の活動に積極的に参加し、地方公務員研修の発展に多大の貢献があった者に対し、感謝状を授与するために制定されることになったものである。

昭和43年1月10日には、地方の研修関係の職員、とくに新しく研修事務を担当することになった人を対象として、自治大学と自治研修協議会の共編で「地方公務員研修の手引」が発行されている。これは、各地方公共団体において、研修機関の整備、研修内容の充実等集合研修及び職場研修の両面にわたって公務員の研修に力が入られるようになったことに伴い、地方公務員研修の入門書として発行されたものである。直接に分担執筆したのは自治大学職員であるが、その執筆の過程においては、自治研修協議会の研究委員会の研究成果や分科会の討議内容等を大幅に取り入れ、また、自治研修協議会の役員会にはかって、各委員からの意見聴取も行われている。

昭和44年には自治研修協議会の会員数は225機関にのぼり、団体数は130に達した。この年の歳出決算によると、総会、委員会資料等の印刷経費が総支出額に占める割合が実質5割以上となり、収支状況悪化の原因となってきた。そこで昭和45年10月の秋季臨時総会において、昭和46年度から会費を都道府県及び指定都市年額15,000円、その他の団体8,000円に増額することが可決された。その後、随時会費の値上げが行われ、平成15年度現在においては、都道府県及び指定都市年額20,000円、その他の団体年額11,000円、特別会員100,000円となった。

昭和48年3月27日に開催された第16回通常総会において、長い歴史をもつ、基準研修課程、行政管理、研修方法等の三研究委員会を発展的解消し、48年度以降は、新しく、研究成果をあげること自体を目的とする一つの研究委員会を設置することとした。また、会員の知識の向上、相互の情報交換を目的とする研修会と講演会を年それぞれ2回開催し、これらと年2回の総会を総合的に組み合わせて、自治研修協議会本来の目的をより一層充実強化させることになった。それまでの三研究委員会は、それぞれの関係事項について専門的な調査及び研究討議を重ね、多くの成果をあげてきたが、その中に、調査研究、研修、情報交換、親睦とあまりにも多くのものが混在するようになったため、その機能を分化し、より能率的なものにしようというのが改正の趣旨である。

その後、昭和62年度の研修技法研究委員会を最後に研究委員会を設置する方法はとられなくなり、平成元年度以降は、毎年3～4つ程度の共通テーマを設定して各地方部会で研究を行い、総会に併せて開催される研究会において報告・検討を行うという方式が採られた。また、昭和60年度以降は、研修関連情報の提供を中心とする出版事業を展開した。

平成14年11月22日に開催された第46回通常総会においては、自治研修協議会の会員間の連携を強化し、研修に関する各種の研究を実施する体制を整備するため、全国の都道府県又は市町村職員を対象とする研修を実施している機関を「特別会員」とする制度が創設され、平成15年4月1日から、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所及び自治研修協会が特別会員となった。

平成15年6月6日には、自治大学立川校舎開校及び創立50周年を記念して講演会が開催され、併せて新校舎の見学会も開催された。

その後、平成20年度には、①平成21年度以降の会費の徴収を行わないこと、②会費の徴収を廃止することに伴い、各地方部会への還付を廃止すること、③役員を設置を廃止すること、を決定し関係規定の改正

を行うとともに、平成20年度末における会費の剰余金を、各地方部会に返還した。

平成21年度には、自治研修協議会が抱える①活動内容の低迷、②本部として実施する事業の講師謝金等の不存在による不実施、③地方部会において資金枯渇に伴う活動の停止の意見があるなどの問題点を踏まえ、研究会等の活動を含む今後の協議会のあり方について会員に対しアンケートを行った。その結果、自治研修協議会の存続については、「存続すべき」が、全会員の4割未満というアンケート結果となった。

このアンケート結果を踏まえ、平成22年6月9日に開催した総会において、自治研修協議会を解散して「全国都道府県・指定都市等研修所長等会議」に一元化し機能の拡充を図ることが提案され、平成22年度末をもって本協議会を解散することが承認された。

その結果、平成23年3月31日をもって自治研修協議会は解散した。

## 第2節 三研究委員会の活動経過

研究委員会は、特定の事項について専門的な調査研究を行うことを目的として、前述のとおり昭和47年度まで基準研修課程研究委員会、行政管理研究委員会及び研修方法等研究委員会の三研究委員会が設置されていた。これら三研究委員会は、研修上の問題点について、より深い研究を行うことを目的として設けられたものであり、研究成果は、協議会の総会に逐次報告された。

### 1. 基準研修課程研究委員会の活動経過

基準研修課程研究委員会は、昭和33年7月の設置以来15年間に、(1)基準研修課程の三次にわたる改訂、(2)新任職員及び係長の意識調査、(3)専門研修基準課程、(4)民間研修機関実態調査等の諸問題について調査研究を進めてきた。

基準研修課程研究委員会が最初に手がけた課題は、第3回地方公務員研修責任者協議会（昭和31年7月）において設置された標準研修課程研究委員会がまとめた基準研修課程第一次試案の改定である。数回の委員会及び分科会を通じ検討した結果、第2回自治研修協議会総会（昭和34年3月）において第二次試案として正式決定された。この第二次試案は、①研修対象区分は、傭員、雇員、初級吏員、中級吏員、監督者の5段階に分けてあり、②研修領域については、法制、経済、県政、実務、管理、教養の6領域に分かれている。

第4回自治研修協議会総会（昭和36年3月）では、公務員倫理基準研修課程案が提出され、同時に、監督者を対象とする基準研修課程作成のため、研修方法等研究委員会と合同して研究を重ねることとなった。そして第5回自治研修協議会総会（昭和37年3月）では、合同委員会の名で監督者を対象とする基準研修課程案が提出されている。

その後、昭和37年10月からは、研修方法等研究委員会と分離して、初級吏員クラスの事務管理、文書事務、会計事務、公務員倫理の実践研修課程の作成に着手し、昭和39年3月の第7回通常総会に同試案を提出した。

昭和39年7月の研究委員会では、基準研修課程第二次試案を再検討することになり、第三次試案の検討に入った。同年10月には、都道府県及び指定都市に対して「基準研修課程第二次試案に関する調査」を実施したのをはじめ、3カ年を費やして徹底的に調査研究を行い、その結果、昭和42年9月の自治研修協議会臨時総会で第三次試案として提出された。

昭和43年度及び44年度には、新任職員の意識調査を実施した。これによって若い職員層の公務についての意識が浮き彫りにされ、貴重な資料となった。係長意識調査については、28都道府県、11市町村の6,394人の調査対象を得ることができ、第15回通常総会（昭和47年3月）に報告された。

専門研修基準課程試案については、2部局以上にまたがる研修を対象として、一般研修の範ちゅうに入るものでも、それを深く掘り下げて研修することが適当なものと、性質上一般研修になじまない研修との2つに分類して作成し、第14回通常総会（昭和46年3月）に報告された。

昭和46年度には、基準研修課程第四次試案の作成を取り上げ、第三次試案で触れられなかった点を補充し、内容を細分化し、詳細なものにした。これは、昭和47年7月に完成している。

昭和47年度には、民間研修機関の実態調査を行った。この調査は、民間研修機関の研修体系、特色ある

専門研修や研修技法等を調査し、地方公務員研修に取り入れることが可能なものがあれば、積極的に活用していくという目的で行ったものである。

## 2. 行政管理研究委員会の活動経過

行政管理研究委員会は、行政事務の管理運営の改善を目的として、昭和33年4月に設置された。当委員会15年の活動は、大きく分けて、(1)行政管理事例解説集の作成、(2)行政管理事例解説集Ⅱの作成、(3)管理者研修実践マニュアル作成への準備段階の3期に分けられる。

管理監督者研修にあたっては、一般的な講義のほかに、現実の行政事例を中心とするケース・メソッドが行われることが望ましい。それによって、研修参加者の自発性と批判力・判断力を高めるとともに、一定の時間内において自己の意見を開陳し、集団討議の技術を習得させることができるからである。

行政管理事例解説集は、このような観点から、主として、課長、係長研修に使用する事例を収集し、解説を加えたものである。

この事例解説集の作成は、3段階に区分できる。まず、昭和33年から37年度までは、事例の収集期であり、各地方公共団体から解決困難な問題について事例を収集作成し、それをあらゆる角度から検討し、修正を加えて仮事例集に収録した。昭和38年度は、事例の分類作業の時期で、(1)管理領域別、(2)管理過程別、(3)管理階層別に3分類し、事例研究用に適した40事例を採用することになった。その後、昭和39年度と40年度で、各事例に付する解説を作成し、昭和41年6月の当研究委員会で最終案が決定され、同年9月発行の運びとなった。この事例解説集作成の具体的目的は、(1)地方団体研修機関における事例研究の題材提供、(2)事例研究リーダーの指導書といったもので、このため一般には市販していない。

その後、昭和44年5月の第一回研究委員会で、地方公共団体の課長以上の管理者を対象として、高度な総合的行政の判断力と企画力を養うための新しい事例集を作成することが決定された。事例集作成の前提として昭和41年度から43年度にわたって、(1)研修における行政管理の意義、(2)行政組織における階層別管理機能の分析の2課題の研究を行い、その結果、上・中・下級管理者の機能分析について一応の結論を得たので、分析結果を基として事例を選別することになった。その後作業は順調に進み、昭和46年12月に、行政管理事例解説集Ⅱが発行された。

行政管理事例解説集Ⅱの一応の作業がすんだ後、昭和46年9月の研究委員会で、今後の方針として各種研修技法を管理者研修に取り入れる場合の実践マニュアルを作成することが決められた。そこで、昭和47年度は、各研修技法をマニュアルに取り入れる前提として、まずそれらをマスターする必要があるという認識に立って、KJ法・PERT等もつぱら体験学習中心の活動を行ったため、実践マニュアルを完成するには至らなかった。

## 3. 研修方法等研究委員会の活動経過

研修方法等研究委員会は、研修方式、研修技術、研修環境等についての調査を行うことを目的として、他の委員会からは1年遅れて昭和34年に設置された。はじめは、素朴ではあるが、「講義」と「討議」の2つの型を究明する形で研究が進められ、昭和36年3月には「講義と討議」をまとめた。

前述のように、第4回通常総会（昭和36年3月）で当委員会は基準研修課程研究委員会と合同することになり、そこで監督者を対象とする基準研修課程を作成した後、昭和37年10月5日に開かれた合同委員会を最後に両委員会は分離した。

その後、再び教育方法の探究に戻り、研究主題として「組織」「研修指導者」「研修計画の基本方針」「研修所設置基準」「教材教具」「生活指導」「市町村職員の研修」「研修評価」「視聴覚教材」等を取り上げ、それぞれの問題についてその理想像を描き、その基準（基準的方策）を設定していくことになった。これらの研究テーマは、各ブロックが分担し、それぞれのブロックに所属する委員が調査研究していくという方式がとられた。各テーマについて研究成果をまとめ上げた完了した時期は次のとおりである。

- (1) 東北ブロック「市町村職員の研修」（昭和39年12月）「研修の現状分析と今後の課題」（昭和46年11月）
- (2) 関東ブロック「研修所設置基準」（昭和42年8月）「最新の研修技法（事例研究）」（昭和46年12月）
- (3) 中部ブロック「組織」（昭和42年6月）「視聴覚教材」（昭和45年12月）「職場におけるカウンセリングとサイコセラピー」（昭和48年3月）

- (4) 近畿ブロック「教材・教具」（昭和42年8月）「研修評価と人事考課」（昭和46年8月）  
 (5) 中国ブロック「研修指導者」（昭和39年7月）  
 (6) 中国・四国ブロック「自発的研修意欲を高める研修方法」（昭和48年3月）  
 (7) 九州ブロック「研修計画の基本方針」（昭和42年6月）「職場研修」（昭和45年12月）

それぞれの成果は、自治研修協議会の総会において報告され、それらは、前記「地方公務員研修の手引」の資料となっている。

### 第3節 研究委員会の活動

第2節で述べた3つの研究委員会に代わり、昭和48年度からは、1つの研究委員会が設けられ、毎年度テーマを決めて調査・研究が進められることとなった。各年度の研究テーマとその概要は、別表1のとおりである。

**（別表1）自治研修協議会研究委員会による調査研究**

年度	テーマ	概要
48	職場研修	○ 「職場研修に関するアンケート調査」の実施 ○ 報告書「職場研修の理論と実際」及び「新採用職員指導の手引」の作成 ○ 各ブロックでの研究又は事務局での研究 （「職場研修の技法」「職場研修事例集」「女子職員指導の手引」）
49	管理監督者研修	○ 「管理監督者研修に関するアンケート調査」の実施 ○ 諸外国における管理職研修の研究 ○ 報告書「地方公共団体の管理監督者研修」及び「地方官公庁における管理監督行動の科学的測定とその妥当性に関する研究」の作成
50	管理監督者研修技法	○ 課長用定型研修シートの作成 （行政の役割、課長の役割、環境認知、問題の発展・創造、集団の統合、フィード・バック能力、まとめ）
51	インシデント・プロセス方式のケース開発	○ ケース開発 （1）汚職を主題にした「ある補助金」 （2）職場研修を通じてのリーダーシップのあり方を主題とした「困惑」
52	自治体研修の現状と問題点	○ 主として各委員の属する研修所を対象に予備調査の実施
53	自治体研修所の概要	○ 全研修所を対象に本調査を実施 ○ 報告書「自治体研修所の概要」の作成
54	基準研修課程	○ 第5次試案作成をめざし、ブロックごとに担当を決め検討 （1）新規採用職員基準研修課程 九州ブロック （2）初級吏員基準研修課程 中部ブロック （3）中級吏員基準研修課程 北海道・東北ブロック （4）上級吏員基準研修課程 中国・四国ブロック （5）監督者級基準研修課程 近畿ブロック （6）管理者級基準研修課程 関東ブロック
55	基準研修課程	○ 各ブロック間の内容の調整 ○ 「基準研修課程第5次試案」の作成
56	都道府県・指定都市における職員研修の現状	○ 「地方公務員研修基本問題研究会」の設置に伴い、検討資料の作成 ○ 文書調査及びヒアリング調査の実施
57	管理者研修の現状と問題点	○ 「昭和57年度管理者研修実施状況調査」の実施 ○ 報告書「管理者研修の現状と問題点」の作成
58	研修教材の開発	○ 「中堅職員研修テキスト」の作成

この研究委員会の調査・研究は、各地方公共団体に対し、研修のあり方等を考える上で寄与しているばかりでなく、自治大学校にとっても、地方公共団体における研修の実態の把握等の面で大いに役立ったといえる。

#### 第4節 共通テーマ方式による研究の実施

平成元年度以降、自治研修協議会では、会員へのアンケートに基づき毎年3～4つ程度の共通テーマを設定し、各地方部会での研究を経て、総会に併せて開催される研究会において報告・検討を行うという方式により研修に関する研究を行った。

これは、それまで各地区においてそれぞれ個別に研究活動を行っていたものを、自治研修協議会全体で統一的な研究活動を行うことができるようにしたものである。

平成21年度までの共通テーマは別表2のとおりである。

(別表2)

年度	共通テーマ
元	①効果的な職場研修 ②国際化に対応した職員の養成
2	①政策課題研究方式等、政策形成能力向上のための研修技法について ②効果的な職場研修について
3	①政策課題研究方式等、政策形成能力向上のための研修技法について ②国際化に向けた研修について ③管理者研修について
4	①政策課題研究方式等、政策形成能力向上のための研修技法について ②女性職員の研修について ③自己啓発を促進するための方策について
5	①効果的な職場研修のあり方について ②研修講師の育成及びその確保について ③管理者研修について
6	①政策形成能力向上のための研修技法について ②官民合同研修の進め方について ③新規採用職員研修について
7	①効果的な職場研修の進め方について ②管理者研修について ③政策形成能力向上のための研修技法について
8	①政策形成能力向上のための研修技法について ②効果的な職場研修の進め方について ③研修効果の測定・評価について
9	①研修能力向上のための研修が目指すもの ②内部講師の育成 ③公務員倫理研修の手法
10	①政策形成能力向上のための研修の具体的なカリキュラム ②メンタルヘルス研修の在り方 ③目標管理研修の実践
11	①「人材育成基本方針」における職員研修の位置付け ②「官民」連携とこれからの研修のあり方 ③職場研修の進め方
12	①法務能力向上のための研修の手法について ②階層別研修のあり方について ③研修効果の評価と活用について ④人材育成における研修所研修と他の研修との連携について

1 3	①政策法務能力向上研修の手法について ②研修効果の評価方法と評価の活用について ③自己啓発、自主研究活動の支援について ④IT時代に対応した研修のあり方について
1 4	①政策法務研修の課題 ②研修効果の評価と人事管理との連携について ③IT時代の公共団体の役割 ④参加協働型社会へのパラダイムシフト
1 5	①研修効果の評価方法と人事管理との連携 ②職場研修のあり方と組織の活性化 ③政策法務能力向上研修の手法について ④住民との協働
1 6	①研修効果の評価方法と人事管理との連携 ②政策形成能力の開発・育成のための研修方法 ③分権時代の自治体経営と人材育成
1 7	①地域づくりと人づくり ②ITを活用した研修のあり方 ③研修と人事管理との連携 ④職員が意欲的に能力開発に取り組める職員研修の仕組みづくり
1 8	①効果的なキャリアデザイン研修のあり方 ②人材育成における、組織、職場、職員の役割について ③公務員倫理研修の実施方法について ④行動変容から意識変容にまで踏み込んだ「研修効果測定」について
1 9	①人事評価者研修とその実践ポイント ②職員研修の外部委託のあり方について ③効果的なOJT支援のあり方 ④職場活性化のための研修のあり方について
2 0	①職員のモチベーション向上につながる研修のあり方 ②キャリア形成支援のあり方について ③分権時代の研修のあり方 ④自己啓発について
2 1	①若手職員の育て方について ②効果的な現場体験型研修の事例と進め方について ③職場における人材育成と指導者への支援について ④政策形成能力向上のための効果的な研修方法について

## 第5節 出版事業

自治研修協議会では、研究委員会による調査研究の成果を中心に出版事業を行ってきたが（第3節参照）、昭和60年度以降は、研修関連情報の提供を中心とする出版事業を展開した。

昭和60年度以降の自治研修協議会の出版物は別表3のとおりである。

**(別表3)**

年 度	タ イ ト ル
60	「地方公務員Guidance Book '86」
61	「地方公務員フレッシュマンブック」（初版）
62	「管理監督者研修用事例集」
63	事例研究用事例「国際交流拠点づくり」
	「地方公務員フレッシュマンブック」（改訂版）
元	「地方公務員のための企業研修ケースブック」
2	「地方自治研修講師名簿」
3	事例集「外国人居住者と地方自治体」
	「地方公務員フレッシュマンブック」（第二次改訂版）
4	「地方自治研修講師名簿」
5	「地方自治体における政策研修実施状況」
	「地方公務員フレッシュマンブック」（第三次改訂版）
6	「地方自治研修講師名簿」
7	「地方公共団体における職場研修マニュアル事例集」
8	「地方自治研修講師名簿」
9	「地方公共団体における官民交流研修への取組」
10	「地方自治研修講師名簿」
11	「地方公共団体における長期派遣研修への取組」
12	「地方公務員研修講師名簿」
13	「自治研修協議会における基調講演の概要について」
14	「地方公務員研修講師名簿」
15	「コンピテンシーに着目した人材育成と人事管理」
16	「地方公務員研修講師名簿」
	「地方公務員研修におけるeラーニングのあり方について」
17	「キャリアデザイン研修と人事管理のあり方」
19	「地方公務員研修講師名簿」
20	「地方公務員研修講師名簿」
21	「地方公務員研修講師名簿」

## 第6節 自治研修協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、自治研修協議会と称する。

(所在地)

第2条 この会の本部を自治大学校に置く。

(目 的)

第3条 この会は、地方公共団体の研修関係機関相互及び自治大学校と地方公共団体の研修関係機関の連絡協力及び研修に関する各種の研究を行い、研修関係職員の資質を向上させ、もって地方公務員研修の発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、左の事業を行う。

- (1) 講演会、研究会、講習会その他研修に関する各種会議の開催
- (2) 研修に関する専門的研究の促進
- (3) 研修に関する内外資料及び図書収集公開
- (4) 機関紙、年報その他関係資料の編集及び刊行
- (5) 研修に関する外国関係機関及び団体との連絡協力
- (6) 前各号のほか、総会又は理事会において適当と認める事業

(会 員)

第5条 この会は、都道府県及び市町村の研修関係機関並びにその他の地方公務員研修に関係のある機関を会員とする。

- 2 理事長は、この会の目的の達成のために必要があると認めるときは、理事会の決定を経て、会員のうち全国の都道府県又は市町村の職員を対象とする研修を実施している機関を特別会員とすることができる。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、理事長に入会申請書(様式第1号)を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の承認をしたときは、これを、速やかに地方部会に通知するとともに、次の理事会及び総会に報告しなければならない。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理事長に退会届(様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の届出を受理したときは、これを、速やかに地方部会に通知するとともに、次の理事会及び総会に報告しなければならない。

(役 員)

第8条 この会に左の役員を置く。

理事長	
理 事	15名
監 事	4名
幹 事	若干名
顧 問	若干名

- 2 理事のうち、1名を常任理事とする。

(役員職務)

第9条 理事長は、この会を代表する。

- 2 理事長及び理事は、理事会を構成し、総会閉会中この会の運営にあたる。
- 3 常任理事は、理事長を補佐し、この会の業務を処理し理事長が事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 監事は、この会の業務を監査する。
- 5 幹事は、常任理事の業務の執行を補佐する。
- 6 顧問は、この会の運営について、理事長及び理事会の相談にあずかる。

(役員を選任)

第10条 理事長は、自治大学校長の職にある者をもってあてる。

- 2 理事は、各地方部会の推せんする者それぞれ1名、指定都市の推せんする者1名、各特別会員の推せんする者それぞれ1名、理事長がこの会の円滑な運営のために必要な者として推せんする者2名及び自治大学校副校長をもってあてる。
- 3 常任理事は、理事長が指名する。
- 4 監事は、総会の議決によって選任する。
- 5 幹事及び顧問は、理事長が委嘱する。
- 6 総会閉会中に監事が欠けたときは、理事会においてその後任を選任することができる。この場合理事長は、次の総会にこれを報告しなければならない。

(役員の任期)

第11条 役員の前任期は、翌年の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠して就任した役員の前任期は、その前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催するものとし、理事会の決定を経て理事長が召集する。
- 3 臨時総会は、必要があるときは、理事会の決定を経て理事長が召集する。
- 4 総会の議長は、理事長をもってあてる。
- 5 総会においては、この会則に別段の定めがある場合のほか、左の事項について議決しなければならない。
  - (1) 年次事業計画及び収支予算
  - (2) 年次事業報告及び収支決算
  - (3) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第13条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事会においては、この会則に別段の定めがある場合のほか、左の事項について決定しなければならない。
  - (1) 総会に提出する議案
  - (2) その他理事長が必要と認めた事項

(表決方法)

第14条 総会及び理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第15条 特定の事項について専門的な調査及び研究を行うため、理事会の決定により、常設または臨時の委員会を設けることができる。

- 2 委員は、理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 4 委員会は、調査及び研究の結果を次の総会において報告しなければならない。

(本部事務局)

第16条 この会に本部事務局を置き、その事務の処理は財団法人自治研修協会が行う。

(地方部会)

第17条 この会に、左の地方部会を置く。

北海道部会 東北部会 関東部会  
 中部部会 近畿部会 中国部会  
 四国部会 九州部会

- 2 地方部会の事務を処理するため、各地方部会にそれぞれ地方部会事務局を置く。
- 3 地方部会事務局の所在地を定め、または変更したときは、地方部会はこれを本部に報告しなければならない。
- 4 特別会員は、地方部会に属さない。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第19条 この会の経費は、会員の会費及び寄付等によって支弁する。

(会費)

第20条 会費は、会員の区分又は会員の属する団体ごとに、左のとおりとする。

特別会員	年額 100,000円
都道府県及び指定都市	年額 20,000円
その他の団体	年額 11,000円

- 2 会費は、6月30日までに納入しなければならない。
- 3 新たに会員となった者は、入会の時期にかかわらず会費年額をすみやかに納付しなければならない。

(還付金)

第21条 地方部会の運営の経費を補助するため、理事会の決定を経て、その地方部会に所属する会員の会費納付額に応じ、おおむねその3分の1を還付する。

(改正)

第22条 この会則を改正するには、理事会の決定を経た上、総会において出席者の3分の2以上の多数の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この会則は、昭和33年3月27日から実施する。
- 2 この協議会設立当初の会員は、都道府県及び五大市の研修関係機関、自治大学校並びに財団法人宮城県自治研修所とする。

附 則 (略)

様 式 (略)